三　その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額と短期退職所得控除額との合計額を控除した残額をいう。第九項第三号において同じ。）を控除した残額の二分の一に相当する金額

8　前項に規定する重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間、短期勤続期間又は一般勤続期間が重複している期間により計算した年数をいい、同項に規定する全重複期間とは、特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいう。

9　第七項の退職所得の金額を計算する場合において、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによる。

一　第七項第一号の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合　次に掲げる残額の区分に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除する。

イ　第七項第二号イ又はロの残額　当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（ロに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

ロ　第七項第三号の一般退職所得控除額を控除した残額　当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（イに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

二　第七項第二号イの短期退職手当等の収入金額が短期退職所得控除額に満たない場合　次に掲げる残額の区分に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除する。

イ　第七項第一号の残額　当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（ロに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

ロ　第七項第三号の一般退職所得控除額を控除した残額　当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（イに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

三　第七項第三号の一般退職手当等の収入金額が一般退職所得控除額に満たない場合　次に掲げる残額の区分に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除する。

イ　第七項第一号の残額　当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（ロに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

ロ　第七項第二号イ又はロの残額　当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（イに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）

第七十一条の二第一項中「年中に」の下に「一般退職手当等及び」を加え、「（法第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この条において同じ。）と一般退職手当等（特定役員退職手当等以外の退職手当等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「ある場合」の下に「（その年中に短期退職手当等がある場合を除く。）」を加え、「（その年中の一般退職手当等の収入金額が第二号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を第一号に掲げる金額から控除した残額）」を削り、同項第一号中「残額」の下に「（同号の一般退職手当等の収入金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）」を加え、同項第二号中「法第三十条第二項に規定する」及び「（前号の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該収入金額）」を削り、「残額の」を「残額（前号の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）の」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

　その年中に一般退職手当等（法第三十条第七項（退職所得）に規定する一般退職手当等をいう。以下この条において同じ。）及び短期退職手当等（法第三十条第四項に規定する短期退職手当等をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その年中に特定役員退職手当等（法第三十条第五項に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この条において同じ。）がある場合を除く。）の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。

ロ及び次号において同じ。）を控除した残額（同号の一般退職手当等の収入金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額。イにおいて同じ。）が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

(1)　四十万円に短期勤続年数から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該短期退職手当等の収入金額から三百万円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額（次号の一般退職手当等の収入金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）と百五十万円との合計額

二　その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（退職所得控除額（法第三十条第二項に規定する退職所得控除額をいう。以下この条において同じ。）から短期退職所得控除額を控除した残額をいう。）を控除した残額（前号イの短期退職手当等の収入金額が短期退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）の二分の一に相当する金額

2　前項に規定する短期勤続年数とは、短期勤続期間（短期退職手当等につき第六十九条第一項各号（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）の規定により計算した期間をいう。以下この条において同じ。）により計算した年数をいい、前項に規定する重複勤続年数とは、短期勤続期間と一般勤続期間（一般退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間をいう。以下この条において同じ。）とが重複している期間により計算した年数をいう。

第八十四条第三項第一号中「第六十四条」を「平成十七年法律第八十七号）第六十四条」に改める。

第二百十七条第一号の二中「（定款に同法第二十一条第一号の出資を行う旨の定めがあるものを除く。）」を削る。

第二百二十一条の四第八項第二号中「もの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加える。

第二百二十二条の二第四項第二号中「（同項」を「（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、同項」に、「ものに」を「部分の金額に」に、「を課税標準として課される」を「に係る」に、「居住者の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める外国法人から受ける同条第一項に規定する」を「剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国所得税の額及び」に、「なつた当該」を「なつた」に、「うち当該」を「うち」に、「を含む」を「に限る」に改め、同号イ及びロを削る。

第二百六十三条第一項中「に掲げる」を「又は第百二十二条第一項各号（還付等を受けるための申告）に掲げる」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二百六十四条中「第百二十条第一項第五号」を「第百二十条第一項第四号」に改める。

第二百六十九条中「第百六十条第四項」を「第百六十条第三項」に改め、「又は決定」及び「若しくは第二項」を削り、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第二百七十条第一号中「第百六十条第三項」を「第百六十条第二項」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「若しくは第二項」を削り、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第二百七十七条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項中「第百五十九条第四項第二号ロ」を「第百五十九条第三項第二号」に改め、「又は決定」を削り、同条第二項中「又は第二項」を削り、同条第三項中「又は第二項」を削り、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第二百七十八条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項中「第百六十条第三項（二）を「第百六十条第二項（二）に改め、「又は決定」を削り、同項第一号中「又は第二項の決定又は更正等」を「の更正等」に、「予納税額の意義」を「確定所得申告」に、「第百六十条第三項」を「第百六十条第二項」に改め、同項第二号中「若しくは第二項」及び「決定又は」を削り、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「第百六十条第四項第二号イ(2)」を「第百六十条第三項第一号ロ」に改め、同条第三項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、「又は第二項」を削る。